心不全と社会資源について

幡多けんみん病院　医療相談室　細川瀬菜

目次

- 医療相談室の紹介
- 医療相談室と循環器内科のかかわり
- 利用可能なサービス
- 心不全患者さんへの具体的かかわり

医療相談室の紹介

- 社会福祉の専門職
- 社会福祉士、精神保健福祉士の資格あり
- 病気によって生じる悩み事や不安に対して、問題解決に向けてともに考えていく

- 場所：けんみん病院2階　G外来
- 人員：5名

業務内容

- 医療費にかかる相談
- 介護保険制度や在宅サービスの紹介
- 関係機関との連携
- 各種制度のご案内
- 転院支援、退院支援　　など

退院支援

- 医療相談室は主に6階(外科)、西５階、7階を担当
- 東5階(循環器内科)は入退院支援センター看護師

- 金銭面や制度面
- 外来での継続支援が必要な方の情報共有、介入
  （カンファレンス参加）

医療相談室と循環器内科のかかわり

- 令和3年4月～令和5年9月まで

循環器内科の患者対応件数は　1349　件

対応件数の内訳

・医療費の説明、相談　844件

（自立支援医療607件 /高額療養費制度197件など）

・障害者制度　174件

・介護保険制度　57件

・訪問診療、訪問看護　36件

利用可能な社会資源

自立支援医療について

自立支援医療とは・・・

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度

対象手術：ペースメーカー植え込み術、PCI、弁置換術

対象　　：身体障害者手帳取得者

1級、3級相当(ペースメーカー植え込み術)

4級相当(ステント留置)1年後に再認定あり

入院中に病棟事務から説明依頼あり

高額療養費制度

- **高額療養費制度**とは・・・
  治療費の負担軽減をする制度

・事前に**限度額証**が発行されることで
一定額までの支払いに

・医療保険発行元に申請

・**マイナンバーカードの照会**で申請が不要に

健康保険限度額適用認定証

平成　年　月　日交付

被保険者	記号		番号	
	氏名			男女
	生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日		
適用対象者	氏名	見本		男女
	生年月日	昭和・平成　年　月　日		
	住所			
発効年月日		平成　年　月　日		
有効期限		平成　年　月　日		
適用区分				
保険者	所在地			
	保険者番号 名称及び印			

限度額

70歳未満の方（同一世帯の同一保険単位で計算）			4回目以降
ア	健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	252, 600円＋（総医療費－842,000円）×1%	140, 100円
イ	健保：標準報酬月額53万～79万円未満 国保：年間所得600万超901万以下	167, 400円＋（総医療費－558,000円）×1%	93, 000円
ウ	健保：標準報酬月額28万～53万円未満 国保：年間所得210万超600万以下	80, 100円＋（総医療費- 267, 000円）×１％	44, 400円
エ	健保：標準報酬月額28万未満 国保：年間所得210万以下	57, 600円	44, 400円
オ	住民税非課税	35, 400円	24, 600円

70歳以上の方（同一世帯の同一保険単位で計算）				外来（個人ごとに計算）
3割	Ⅲ	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	252, 600円＋（総医療費－842,000円）×1% （4回目以降：140,100円）	
	Ⅱ	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	167, 400円＋（総医療費－558,000円）×1% （4回目以降：93,000円）	
	Ⅰ	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	80, 100円＋（医療費－267,000円）×1% （4回目以降：44,400円）	
2割	一般Ⅱ		57, 600円 （4回目以降：44,400円）	6, 000円＋(総医療費-30,000円)×10%または18,000円のいずれか低い方 （年間上限14万4,000円）
1割	一般Ⅰ		57, 600円 （4回目以降：44,400円）	18, 000円 （年間上限14万4,000円）
	Ⅱ	世帯主および世帯全員が 住民税非課税	24, 600円	8, 000円
	Ⅰ	住民税非課税で年金収入が 80万円以下	15, 000円	

重度心身障害児・者医療（福祉医療）

- 重度心身障害者の医療費を助成する制度

【対象者】

・身体障害者手帳1級、2級

・療育手帳A1、A2

・<u>65歳以上の方は1級、2級かつ住民税非課税者</u>

身体障害者手帳　心臓機能障害の等級

- 心臓機能障害で得られる等級は、1級、3級、4級であるため
  1級相当でないと福祉医療制度は対象にならない

【1級(例)】

(現症)

心筋梗塞による心室収縮不全に伴う慢性心不全

(所見)

胸部X線所見で心胸比60以上

心電図所見で陳旧性心筋梗塞がある等

(活動能力)

安静時若しくは自己身辺の活動でも心不全症状若しくは狭心症状が起こるものまたは繰り返してアダムスストローク発作が起こるもの

介護保険制度

【対象者】
①65歳以上の方
②40歳から64歳の方　特定疾患（16疾患）

【申請方法】
各市町村にある地域包括支援センターか役所に相談
①介護調査②介護保険主治医意見書

- 介護調査

「身体機能・起居動作」、「生活動作」、「認知機能」
「精神行動障害」、「社会生活への適応」
→**介助量の聞き取り**

・介護保険主治医意見書

疾患や負傷の状況などについて主治医が意見を記したもの

→心不全患者は介護調査でできることが多くあり介護等級が低く出る傾向がある

相談の経路

外来や入院中に医師や看護師さんから介護保険や地域の介入について説明依頼

↓

面談を通して、困っていること、現在必要なサービスを聞き取り

↓

地域包括支援センターや市町村役場の介護保険課に情報提供

利用可能な介護サービス

【訪問】
訪問介護（ヘルパー）
訪問リハビリ
訪問看護
訪問入浴
居宅療養管理指導

【通所】
通所介護(デイサービス)
通所リハビリ(デイケア)

【その他】
ショートステイ
福祉用具貸与、購入
住宅改修

【施設】
特別養護老人ホーム
（要介護3～）
老人保健施設（要介護1～）
介護医療院（要介護1～）
有料老人ホーム（要介護1～）
グループホーム（要支援2～）
ケアハウス　など

訪問看護との関わり

- 循環器内科で訪問看護の対応件数は**36件**

- **在宅(ケアマネージャーや訪問看護)や院内(医師や看護師)からの訪問看護の利用検討について**

- **受診、入院相談**

訪問看護

- 訪問看護は自宅を訪問し、患者のバイタルや病状の確認、薬の管理、水分の管理を行ってくれる

- 心不全患者の介入件数

令和3年　　9件

令和4年　　4件

令和5年　　2件　　令和5年9月現在

訪問看護について

- 訪問回数

  介護保険：介護度に応じて

  医療保険：週3回まで

  （特別指示書発行や特定の疾患では4回以上が可能）

- 利用料金

  介護保険：１割or2割負担

  医療保険：保険証、限度額証

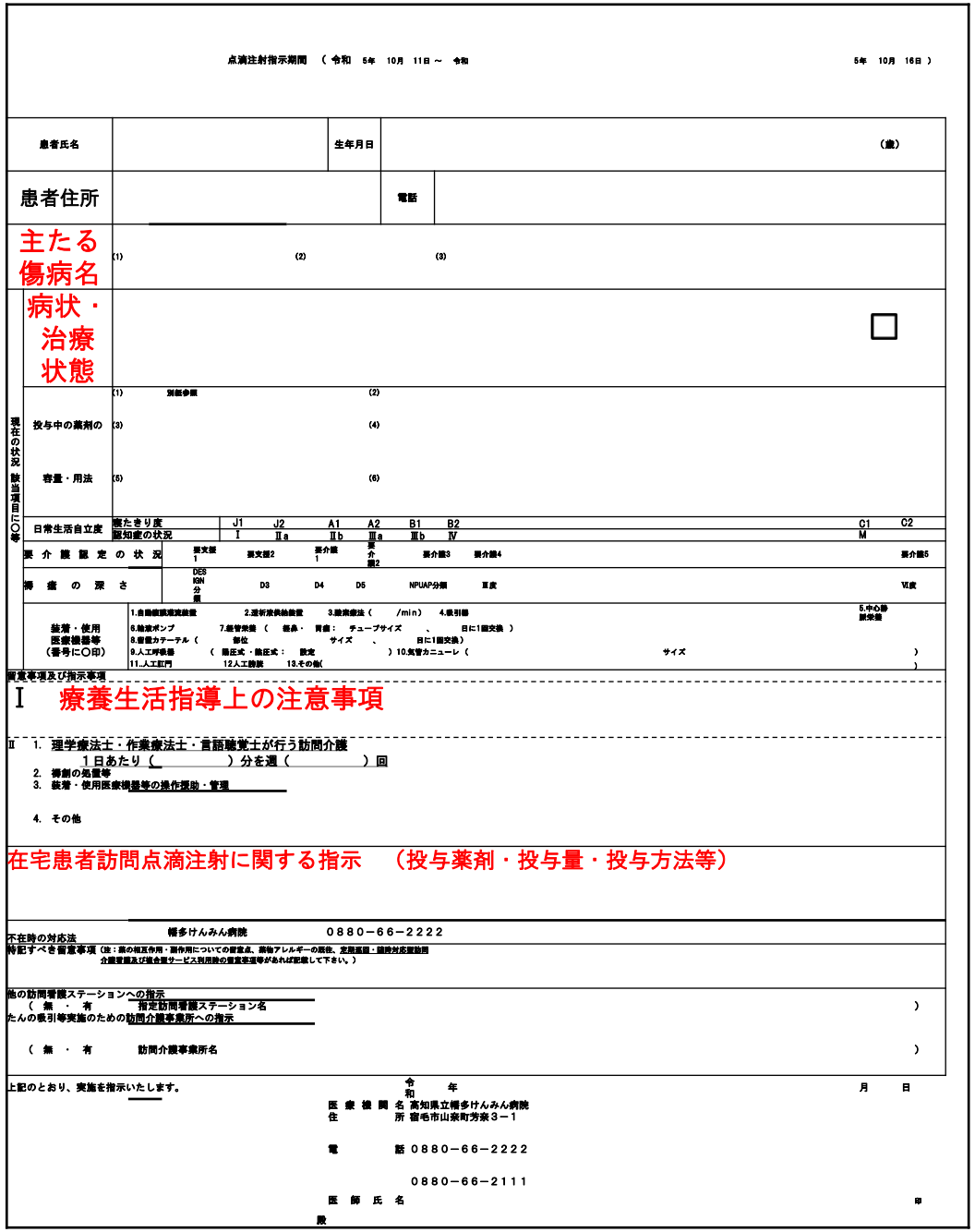

点滴注射指示期間 （ 令和 5年 10月 11日 ～ 令和 5年 10月 16日 ）

患者氏名		生年月日	（歳）
患者住所		電話	
主たる傷病名	(1) (2) (3)		
病状・治療状態	□		
現在の状況 該当項目に○等 投与中の薬剤の容量・用法	(1) 別紙参照 (2) (3) (4) (5) (6)		
日常生活自立度	寝たきり度	J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2	
	認知症の状況	Ⅰ Ⅱa Ⅱb Ⅲa Ⅲb Ⅳ M	
要介護認定の状況	要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5		
褥瘡の深さ	DESIGN分類 D3 D4 D5 NPUAP分類 Ⅲ度 Ⅳ度		
装着・使用医療機器等（番号に○印）	1.自動血圧測定装置 2.酸素吸入装置 3.酸素療法（ /min） 4.吸引器 5.中心静脈栄養 6.輸液ポンプ 7.経管栄養（ 経鼻・ 胃瘻： チューブサイズ 、 日に1回交換 ） 8.留置カテーテル（ 部位 サイズ 、 日に1回交換） 9.人工呼吸器 （ 陽圧式・陰圧式： 設定 ） 10.気管カニューレ（ サイズ ） 11.人工肛門 12人工膀胱 13.その他（ ）		

療養等項及び指示事項

Ⅰ 療養生活指導上の注意事項

Ⅱ 1. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問介護
1日あたり（ ）分を週（ ）回
2. 褥創の処置等
3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理
4. その他

在宅患者訪問点滴注射に関する指示 （投与薬剤・投与量・投与方法等）

不在時の対応法 幡多けんみん病院 0880－66－2222

特記すべき留意事項（注：薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護及び複合型サービス利用時の留意事項があれば記載して下さい。）

他の訪問看護ステーションへの指示
（ 無 ・ 有 指定訪問看護ステーション名 ）
たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示
（ 無 ・ 有 訪問介護事業所名 ）

上記のとおり、実施を指示いたします。 令和 年 月 日

医療機関名 高知県立幡多けんみん病院
住所 宿毛市山奈町芳奈３－１
電話 0880－66－2222
0880－66－2111
医師氏名 印
殿

訪問看護指示書

- **新規作成**

カルテ内に立ち上げ、医師に作成依頼
最大6ヶ月まで指示可能

- **更新**

医療相談室で更新時期を管理
更新依頼を医師事務補助へ依頼

- **報告書、計画書**

1ヶ月に一度訪問看護ステーションより報告書、計画書が届くため、診療科に分けて外来看護長室へ

- **点滴指示**

外来看護師と協働し、持ち帰り物品の用意

身体障害者手帳

【身体障害者手帳の様々なメリット】

- ホームヘルプ（居宅介護）
- 補装具、日用生活用具
- 住宅改修
- 税の減免（所得税、住民税、自動車税など）
- 運賃割引制度（バス、電車、タクシー、旅客機）
- 携帯電話の料金割引
- 就労のための制度

こうちあったかパーキング制度

・高齢者や障害など移動に配慮が必要な方に利用証を交付する制度

【対象者】

身体障害者手帳所持者など

介護保険認定で要介護1以上の者など

利用したいが認定を受けていない方・・・

医師の診断書（様式あり）があれば利用することが可能

医療相談室が対応したケースも数件あり

相談室の対応例1

- Aさん
- 76歳男性
- 慢性心不全で当院通院中(自家用車)
- 独居(数年前までは母と同居)
- サポートなし
- 年金暮らし

介入の流れ

- 病棟看護師より金銭的な不安があると相談あり

↓

- 高額療養費制度について説明

↓

- 福祉医療制度について説明

↓

- 医師に身体障害者手帳の等級を確認

↓

- 身体障害者手帳、福祉医療制度申請

Aさんの医療費(高額療養費制度)について

70歳以上の方 （同一世帯の同一保険単位で計算）				外来 （個人ごとに計算）
3割	Ⅲ	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	252, 600円＋（総医療費－842,000円）×1% （4回目以降：140,100円）	
	Ⅱ	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	167, 400円＋（総医療費－558,000円）×1% （4回目以降：93,000円）	
	Ⅰ	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	80, 100円＋（医療費－267,000円）×1% （4回目以降：44,400円）	
2割	一般Ⅱ＊1		57, 600円 （4回目以降：44,400円）	6, 000円＋(総医療費-30,000円)×10%または18,000円のいずれか低い方 （年間上限14万4,000円）
1割	一般Ⅰ		57, 600円 （4回目以降：44,400円）	18, 000円 （年間上限14万4,000円）
	Ⅱ	世帯主および世帯全員が 住民税非課税	24, 600円	8, 000円
	Ⅰ	住民税非課税で年金収入が 80万円以下	15, 000円	

区分		入院時の食事代
現役並み所得・一般		1食460円
住民税非課税世帯	Ⅱ	1食210円
		1食160円＊1
	Ⅰ	1食100円

Aさんは限度額証区分Ⅰ
10日間の入院費

15000円＋食事代(１食100円＋3食×10日)

＝18000円

福祉医療制度の利用に至った場合

- 区分1で15000円だった医療費は助成されるため

Aさんの入院費は食事代の**<u>3000円</u>**になる

そんなに安くなるんやね。お金も
大変になってきたからありがたい。
あとは(申請が)通ってくれたらね。

相談室の対応例2

- Bさん
- 66歳男性
- 慢性心不全(当院通院中、公共交通機関)
- 独居
- 他疾患あり
- 経済的不安と独居生活に負担が大きい

Bさんの医療費(福祉医療)

- 身体障害者手帳心機能障害で1級所持

→福祉医療制度も利用し、**医療費の自己負担額なし**

医療費負担がなくなりすごく
助かっている

Bさんの生活状況

- **ホームヘルプ(居宅介護)**

→家事援助（掃除）／1回／週（火曜日）

- **訪問看護**

→バイタルサイン測定、症状観察、体調確認

服薬状況、生活状況の確認、生活相談、助言等1回／週（金曜日）

- **民生委員が自宅訪問し布団干しなど協力**

・移動手段

通院の交通費も身障手帳を提示することで半額に

・幡多圏域の広さゆえに居住地によっては身体障害者手帳を提示しても負担額が多くなることも

・またバスの本数の関係で時間的な余裕がない場合も

事例を通して

- 独居高齢者は、高齢化率や高齢離婚率の上昇も社会問題に
- 幡多地域に限らずこれから徐々に増えて行くことが予想される
- ひとりの生活が長引くと自己流の生活となり、食生活に気をつけられなくなってしまうことも

社会や地域、社会資源を活用することで
自宅での生活が少しでも長くなることに

終わりに

- 経済的な面で早期に介入をしていきたい
- 患者さん、院内外から制度の利用希望があれば適切な情報、機関に繋げていきたい
- 院内職員や地域の方で何かあれば医療相談室をご利用してください